

第24期 第30回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和4年12月22日

伊予市農業委員会

# 第24期

## 第30回定例農業委員会総会議事録

令和4年12月22日（木）午後1時30分から、伊予市役所において第30回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	4名
事務局	局長 次長 係長

### 議事日程

#### （議案）

第145号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
第146号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
第147号	伊予市農業振興地域整備計画の変更協議について（除外）	2件

#### （報告）

第56号	農地法第5条の規定による届出について	1件
第57号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について	1件
第58号	農地使用貸借解約通知書の受理について	4件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第30回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、●●番●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

### 議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

### 議案第145号

議長（会長）

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めらる。

事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 1番（高橋敏夫推進委員）

譲渡人 下三谷 ●●さん

譲受人 松山市 ●●さん

申請地 下三谷●●番●● 田 ●●㎡

他6筆で7筆合計が●●㎡になります。

申請地説明図の2ページをご覧ください。今回だけ特別に3条申請においても現地説明図を作成しております。申請地は黄色く着色しているあたりです。近くには西側にウエルピア伊予があり、北側にあるゴルフの打ちっぱなし練習場から400メートルほどの、市道●●に隣接する一団の農地になります。●●あたりです。次のページをご覧ください。

7筆がほぼまとまっている農地になります。次のページをご覧ください。現地写真になります。市道と隣接はしていますが、北に向けて緩やかに傾斜をしています。1枚1枚は平坦になっています。左下の写真がいちじくの園地でここはこのままイチジクを栽培する計画になっています。

譲受人は松山市の在住の方で、●●をされているようです。新規就農者になりますので、本人さんから直接営農計画等については説明をしていただきますが、事前に提出されている資料が議案説明書4ページの計画書になります。計画書の中段あたり農作業に必要な設備、農機具等の所有状況の表の下に※にて「当初は別添図書のとおり、松山市在住の●●氏から農機具を使用貸借する」とありますが、この別添図書につきましては谷口氏の自宅と倉庫の周辺住宅地図、さらに自宅・倉庫・農機具の写真が7枚添付されたもので特別なものではなかったので省略させていただいております。

今回の申請者につきましては、事務局もこの計画書以上の農業に対する情報がない状況です。委員の皆様が感じる疑問点は率直に発言をしていただき慎重な審議をよろしく願います。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

ご本人からの説明の後に、補足説明させていただきます。

議長

それでは、●●さんにお入りいただきます。新規就農ということでお越しいただいておりますので、まず最初に、新規就農に至った動機、今後の営農計画、将来の目標等について発表していただきます。よろしくをお願いします。

●●さん

こんにちは。よろしくをお願いします。

(以後、動機・営農計画・将来目標等の説明)

最後になりますが、地域の農家さんとの協調・融和を図ります。水の問題に関しては(地域の)指導・指示に従います。農薬散布については地域の方法に従います。地域が行う農業用水路、ため池などの(管理作業には)積極的に参加します。地域の方々との交流を積極的に図り、何よりも農業者の方々が心配されている「本当に継続して(農業を)やれるのか」の思いがあることはごもっともだと思います。ですが、●●一筋50年やってきて、忍耐力は人一倍あると自負しております。必ず(営農を)やり抜くことをお誓い申し上げます。

それと、後継者についてですが、当面は作付面積も狭いですから、私と長男と一緒にやっ  
ていこうということで、2人の間では話ができております。そして、●●にいる孫も帰っ  
てきたら手伝ってくれると言ってくれています。そういった意味で、後継者もおりますこ  
とをご報告しておきます。どうか一つ、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。只今、●●さんから、動機・営農計画・将来目標等の説明。発表  
がありました。それでは委員の皆様からの御質疑がございましたらお願いします。

●●委員

昨年、新規参入で1 ha を借りて大豆を栽培された方がいましたが、1年間で辞めてしまい、  
その農地を放置し荒れた状態にし、近隣住民に非常に迷惑をかけた事例があります。今回  
の申請では、「胡麻」という（周辺農地では）あまりに聞き慣れない特殊な作物を作付けす  
るということで、この申請地で果たして生産できるのか。また、それを販売できるのか。  
非常に不安で心配しております。もし、胡麻（の栽培）がだめだったら、次に作付けする  
ものを考えているか、お聞かせ願ったらと思います。

●●さん

私は現在●●歳ですが、あと5年間ぐらいは試行錯誤して胡麻を栽培し、5年後には十分  
な（収穫）量が確保できるようにしていきます。ご心配いただいているような、1年で辞  
めてしまうようなことは一切ありません。やり抜く気持ちでおりますので、どうかご理解  
いただければと思います。まずは胡麻栽培を行い、後、いかん（栽培がだめだった）時に  
は、孫とか後継者が（栽培に適した）作物を選んで作付けするという事を考えておりま  
す。

議長

販売方法は、どのように考えておりますか。

●●さん

販売方法は、老人施設へ販売や、●●ホームページでの一般販売、胡麻栽培の先進地であ  
る●●県にある「●●」という胡麻製品の製造・販売を行っているところへやる（流通さ  
せる）のは、まだ今後のことではありますが、当面はネット販売や知り合いへの販売を考  
えております。

議長

ありがとうございます。●●委員さん、よろしいでしょうか。

●●委員

もう1点お願いします。今回の申請地は青地農地で、農地として利用していかなければならない土地ということで、転用できない農地であるというのはご存知でしょうか。

●●さん

十分承知しております。農地以外で使うという気持ちはございません。

議長

他にございませんでしょうか。はい。

●●委員

私の住む地域では、県外の方が5～6反農地を購入されて、現在、耕作放棄地になっております。(委員の)皆さんが共通して不安に感じていることだと思いますが、5反を超える水田に、新規就農の方が、農作業機械を借りて、周辺での栽培実績のない「胡麻」を栽培することが果たして可能かどうか。気持ちは十分に理解できますが、採算を踏まえた継続性の観点からは具体性が乏しいと感じております。以上です。

●●さん

水田である農地を壊すことはありません。今の状態で作っていきます。トラクターで耕し、畝を作って植えていきますが、水はそれほど必要がなく、苗を植えた時に水をやる程度で、あとは乾燥させた方がよい作物ですからそのように進めます。刈り取った後は会社の倉庫へ運び、乾燥させます。裏作については、現時点であれこれと計画をしても、できないときに困りますので、当面は胡麻を作って、裏作はまたできるものと考えていきたいと思えます。また(周辺で)農薬を散布する稲作農家さんからは、逆に御指導いただいてそれに従い、決して独自で農薬を散布するようなことはしませんので、よろしくをお願いします。

議長

他にございませんでしょうか。

●●委員

●●さんがなさろうとする胡麻栽培ですが、先程も話があったように、この近辺では新しい作物でして、それを●●歳の方が新規就農で栽培なさるということで、頑張ってもらいたいと思いますが、耕運機等は、●●さんが御指導されて作業なさることと思いますが、それでよろしいでしょうか。

●●さん（●●さんの補助者）

●●農園の●●です。（操作について）2年前に指導しまして、当方の農機を使っていた  
き、協力していきたいと思っております。一応、道具は揃っております。

●●委員

農協には加入しないとのことですが、（胡麻の）販売（窓口）そのものは農協にはございま  
せんが、肥料のことや、（胡麻）専門の指導員はおりませんが、地域の農家ともお付き合い  
願いたいと思っておりますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

●●さん

地域の方々に御指導いただかないと成り立ちませんので、十分、先輩方に教えていただい  
て、とにかく地域に溶け込むように努力します。販売については、（胡麻が）特殊な作物で  
すので、農協さんが難しいのではないかと思います。専門の商社に販売をしていこうか  
と思っております。農協さんで受け入れていただけるようなら、是非にも無いことござい  
ますので、お願いしたいと思っております。

議長

他にございませんでしょうか。

●●委員

営農計画を立てるといのは、なかなか難しいとは思いますが、やっていこうという心意  
気や、我々が心配することを先取りされて、よく勉強されているというのはよく分かりま  
した。（●●さんが）言われるようにやっていただければ、問題はないと思うわけですが、  
長男の方も手伝ってくれるようなお話があったと思っておりますが、長男様は●●の社長さん  
ということで、具体的には栽培のお手伝いをするといっても難しいのではないかと思いま  
すが、（長男さん）はご協力いただけるのですか。

●●さん

ご心配ありがとうございます。長男は●●を営んでおりますが、最近は土日は仕事ができ  
ないようになっておりますので、一緒に手伝ってくれることになっていて、特にトラクタ  
ーなど力仕事は長男にやらせて、私は草引きなど従たるもの（作業）などをして、今後の  
方策など（の検討）をやっけていこうとしております。そして、余分なことではあります  
が、私どもの方に●●さんがおり、●●を卒業してすぐに就職してきて、一から私共が育て  
てきた子らがありますが、万が一、農地に雑草が生い茂るようなことになれば、その子たち  
も動員して作業にあたるよう計画しておりますので、その辺り、ご理解をよろしくお願

ます。

●●委員

●●さんへ質問ですが、●●農園さんの栽培規模について教えてください。

●●さん（●●さんの補助者）

書類を持っていないのですが、耕作面積は8反から一町弱あったと思います。蜜柑、枇杷、キウイなどの栽培です。

●●委員

分かりました。先程来から他の委員さんから話が出ているとおり、新規就農の方は、周辺農家や農地に迷惑をかけないという説明をされて、我々がそれを承認して、営農をスタートされるわけですが、結果的には1年あるいは何年か経ったら耕作放棄地になっているという例がボツボツあるんですね。●●さんの場合も、年齢からすればご本人はいつまでもは頑張れないのではないかなど。そうかと言って、お孫さんも県外にいらっしゃるようですが、社長をされている息子さんが、本業があるにもかかわらず、お金になるかどうかも分からないような（胡麻栽培）農業を真剣に取り組むことができるのかどうかというのが、客観的に見て疑問に思っています。それでも、近隣に迷惑をかけないように田を維持していただければ、私たちは何ら問題ないと考えますが、写真を見ましてもすぐ横に住宅があるようですし、周辺農家も生活をかけて営農されていますから、もし我々が承認した後に、青地農地が広がる環境の真ん中に耕作放棄地ができるということは、我々にも責任が出てきますので、営農計画が順調に進まなかった場合でも、息子さんたちが、雑草だけは生やさないように、農地として維持管理していただくということを強く意識していただいて、胡麻栽培がどの程度難しい作物か分かりませんが、目標に進んでいただきたいと思います。ご報告いただいた担当推進委員も近所であり、耕作放棄されている状況があれば、事務局に通報することになっていきますので、しっかりと管理して頑張ってくださいと思います。

●●さん

十分、肝に銘じてやりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

議長

他にございませんでしょうか。

特に雑草の管理や、地域の井出掃除にはしっかり参加して、地域との交わりをしっかりと持っていただいて、共に農業を進めていくということをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

●●さん

ありがとうございました。失礼します。

(●●さん退出)

議長

それではあらためまして、皆さんからご質疑はございませんでしょうか。

(委員意見交換・審議)

議長

今回は継続審議とし、胡麻栽培に係る人工数やスケジュールなど、もう少し具体的な営農計画を再度提出いただくことと、後継者の方にも同席いただきご説明いただくということで、次回に審議するというので、今回は保留とすることについて賛成の委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

では、今回は保留ということにいたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番 (●●委員)

譲渡人	下三谷 ●●さん
譲受人	下吾川 ●●さん
申請地	下三谷●●番 田 ●●m <sup>2</sup> 同じく●●番 田 ●●m <sup>2</sup> 同じく●●番 田 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業従事困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ2番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。  
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 3番 (●●委員)

譲渡人	米湊 ●●さん
譲受人	米湊 ●●さん
申請地	米湊●●番●● 畑 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業従事・農地管理困難
権利の種類	贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ3番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人は中山町で営農されていた方で、耕作農地が宅地となってしまったため農地をさがしていたもので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。  
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**4番 (●●委員)**

譲渡人	松山市 ●●さん
譲受人	上三谷 ●●さん
申請地	上三谷●●番●● 田 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農作業従事困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書1ページ4番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

従来から譲受人が耕作されている農地で特に問題はありません。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5、番号6、番号7につきましては、関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番 (●●委員)

譲渡人	森 ●●さん	
譲受人	森 ●●さん	
申請地	上野●●番●●	田 ●●m <sup>2</sup>
	同じく●●番●●	田 ●●m <sup>2</sup>
	同じく●●番●●	畑 ●●m <sup>2</sup>

6番 (●●委員)

譲渡人	森 ●●さん	
譲受人	森 ●●さん	
申請地	上野●●番●●	田 ●●m <sup>2</sup>
	同じく●●番●●	田 ●●m <sup>2</sup>
	同じく●●番●●	畑 ●●m <sup>2</sup>

## 7番 (●●委員)

譲渡人 森 ●●さん  
譲受人 森 ●●さん  
申請地 上吾川●●番●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
同じく●●番●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
譲受人の耕作面積 ●●m<sup>2</sup>  
申請理由 (譲受人) 生前贈与  
(譲渡人) 生前贈与  
権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5・6・7番とおおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、まず●●委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

続いて、●●委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5、番号6、番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5、番号6、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5、番号6、番号7について承認いたします。  
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。  
本日、追加議案としてお配りしているものです。

事務局

**8番 (●●委員)**

譲渡人	中山町中山 ●●さん
譲受人	中山町中山 ●●さん
申請地	中山町中山●● 畑 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●m <sup>2</sup>
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ8番とおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。

### **議案第146号**

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

#### **番号1**

譲渡人は 大平 ●●さん

譲受人は、松前町西高柳 ●●

土地所在地は、大平●●番●● 他4筆。

登記地目及び面積は、田で、合計●●m<sup>2</sup>

転用目的は、加工場・倉庫・露天資材置場及び駐車場です。

議案説明書は2ページを、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、

譲受人である松前町の●●が、事業拡大に伴い、現在使用している加工場・資材置場が手狭となったため、事業所の近隣の宅地や雑種地など候補地を探すものの、適当な場所が見つからなかったところ、譲渡人が所有する農地を譲渡する話がまとまったことから申請に至ったものです。

なお、現地写真では農地ではない状態であることが確認できると思いますが、この農地については、高速道路工事に伴い、●●が一時転用の許可を受けている場所で、一時転用で使用後の当該転用の申請について、申請者から相談を受け、許可権者である愛媛県へも相談し、農地回復後に改めて転用を行うという原則を踏襲すると、双方の申請者に過度な負担を強いてしまうことになるため、それを避けるため、現況のまま転用申請を受け付ける旨を確認済のものとなります。

それを踏まえ、当該転用に係る計画性、実現可能性、計画面積は妥当と判断され、また、申請地は大平に位置し、住宅、事業所等が連たんする区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の第2種農地と判断され、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

高速道路工事の一時転用後の転用許可ということで、整地された状態での転用申請が可能かどうか確認したところ問題ないとのことでしたので、現地確認で承認しました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2、番号3につきましては関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

**番号2**

譲渡人は 双海町上灘 ●●さん。

譲受人は 松山市枝松 ●●。

ここで訂正をお願いいたします。

土地所在地が、「●●」とありますが、

正しくは「●●」となります。訂正してお詫び申し上げます。

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は工事中仮設架橋で、転用面積は●●㎡のうち●●㎡

続いて、

**番号3**

譲渡人は 双海町上灘 ●●さん 他4名。

譲受人は 松山市枝松 ●●。

土地所在地は、双海町上灘●●番●● 他 5 筆

登記地目及び面積は、畑で、合計●●m<sup>2</sup>

転用目的は同じく工事用仮設架橋で、転用面積は●●m<sup>2</sup>のうち●●m<sup>2</sup>

いずれも、権利の種類は賃借権設定で、一時転用案件となります。

議案説明書は 2 ページ中・下段を、申請地説明図は 8 ページから 13 ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、いずれも、高速道路工事 伊予 IC から内子五十崎 IC 区間の 4 車線化工事に伴う仮設架橋のため一時転用の必要があるものです。

いずれも既に一時転用許可を受けている場所の再申請となり、番号 1 については第 2 種農地と判断されますが、番号 3 は「●●」以外の農地は全て農振農用地（青地）であるため、農業会議への諮問を要するものとなりますが、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 2、番号 3 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

工事が継続しているためのものですが、特に支障はありません。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号 2、番号 3 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 2、番号 3 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 2、番号 3 について承認いたします。

**議案第 147 号**

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

#### 番号1

申出人及び土地所有者は、大平 ●●さん

所在地は、大平●●番

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

計画変更目的は、植林で、面積は同じく●●㎡です。

議案説明書は3ページ上段を、申請地説明図は14ページから16ページをご覧ください。

今回の計画変更の申出理由ですが、申出人の父親が生前に果樹栽培を行っていたものの、高齢により規模を縮小の後、平成初期に果樹を伐採し植林を行ったとのことで、その当時、関係法規に対する認識不足から申出を行っていなかったものの、今回、それが違反状態であるとの認識に至り、是正のため農振除外の申出に至ったものとなっております。

既に転用目的が具体化し、当該申請に至る理由からも、やむを得ないものであると考えられ、個別除外により対応せざるを得ないものと判断されるとのことで、農業振興課から意見を求められているものです。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済となっております。

以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局説明のとおりです。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**番号2**

申出人は、大平 ●●さん

土地所有者は、同じく大平●●さん

所在地は、大平●●番

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

計画変更目的は、農家住宅で、転用予定面積は●●㎡の内 ●●㎡です。

議案説明書は3ページ下段を、申請地説明図は17ページから19ページをご覧ください。

今回の計画変更の申出理由ですが、申出人は、会社経営の傍ら、幼少期から家業として農業に従事する農業後継者で、現在、両親と同居していらっしゃいますが、長年居住していることから家財道具が増え、また、家族間の生活スタイルが異なることから新たに住居を構える考えに至る一方で、農業を継いでほしいというご両親のご意向や、申出人が農業に引き続き従事したいとの意向から、農家住宅を建設するために農振除外の申出に至ったものでございます。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済となり、農業振興課から意見を求められているものです。

以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

### **報告第56号**

農地法第5条第1項の規定による届出を受理したので、次のとおり報告する。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人は、松山市保免中●●さん。

譲渡人は、埼玉県川越市 ●●さん、●●さん。

土地所在地は、米湊●●番●●

登記地目及び面積は、畑で、●●㎡

転用目的は宅地造成で、

転用面積は、同じく●●㎡です。

以上でございます。

議長

報告第56号について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、報告事項ですので次に進めます。

### **報告第57号**

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

### 1番

貸出人 灘町 ●●、●●、●●、●●さん  
借受人 上吾川 ●●さん  
届出地 ●●番 田 ●●m<sup>2</sup>  
同じく●●番 田 ●●m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 基盤法 賃借権設定

議長

報告第57号について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、報告事項ですので次に進めます。

### 報告第58号

農地の使用貸借解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

今回4件の届出がありました。

### 1番

貸出人 上野 ●●さん  
借受人 上野 ●●さん  
届出地 上野●●番 田 ●●m<sup>2</sup>  
宮下●●番●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

### 2番

貸出人 下三谷 ●●さん  
借受人 市場 ●●さん  
届出地 下三谷●●番●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
下三谷●●番 田 ●●m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意

権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

### 3番

貸出人 下三谷 ●●さん  
借受人 下三谷 ●●さん  
届出地 下三谷●●番 田 ●●m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

### 4番

貸出人 下三谷 ●●さん  
借受人 下三谷 ●●さん  
届出地 下三谷●●番●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
下三谷●●番●● 田 ●●m<sup>2</sup>  
解約事由 双方合意  
権利の種類等 基盤法 使用貸借権設定

議長

報告第58号について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

なければ、報告事項ですので次に進めます。

(その他報告)

議長

それでは次回は1月31日(火曜日)午後2時30分より、ウエルピア伊予で開催します。  
次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第30回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 3時22分 閉会)

年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---